行政からのお知らせ

今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」 の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規程の導入

関する法律」の一部が改正されました。

- ④ 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する 指針の策定
- ①65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置はして継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。
- ②定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グルー

プ内の他の会社 (子会社 (議決権の過半数) や関連会社 (議決権 20%以上) など) まで広げることができます。

③高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、 ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

④今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

【注1】【高年齢者雇用確保措置とは】高年齢者雇用安定法第9条 定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの 安定した雇用を確保するため、次の①~③のいずれかの措置を講じなければなりません。

①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止

個人事業税 (第2期分)の納期限は11月30日(金)です

事業主の方は忘れずに 納付しましょう!!

- ○口座振替をご活用ください!
- ○コンビニ納税できます!

〈お問い合わせ先〉

福井県税事務所 TEL.0776-21-8272 嶺南振興局税務部 TEL.0770-56-2223

福井県最低賃金の政時間額690円。

平成24年10月6日から福井県 内で働く全ての労働者とその 使用者に対して適用されます。

《お問合せ先》

福井労働局 労働基準部 賃金室 TEL.(0776)22-2691 または、各労働基準監督署

教質商正会議所に対しています。

事務職1名

- ◆応募資格…昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、 学校教育法による大学(短期大学を除く)又は、大学院を卒業すること が見込まれる者。又は、卒業した者。将来、中小企業診断士・税理士・社 会保険労務士資格取得を指向する者。
- ◆応募書類…履歴書(自筆)、卒業証明書または卒業証書の写、成績証明書、健康診断書
- ◆応募締切…平成24年11月2日(金)
- ◆採用試験…11月12日(月)10:00~15:00 一般教養試験「一般教養·経済·簿記」、作文、面接試験
- ※詳細は敦賀商工会議所HPをご確認下さい。



正社員雇用をお考えのみなさまへ

ジョブ・カードを使って正社員として 雇用する場合、2つのパターンがあります。

7 基本型

訓練生を新たに雇い入れる訓練 を実施。 2「キャリア・アップ型」

既に雇用している自社内のパート社員などを対象に訓練を実施。

制度導入で、助成金が活用できます。トライアル雇用制度との併給も可能です。

お問い合わせ先 福井地域ジョブ・カードセンター 20770-20-1114 FAX.0770-24-1311